

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和5年7月18日 午後3時00分から午後5時00分まで
開催場所	飯塚市役所 本庁1階 多目的ホール
出席委員	丸野委員、渡邊委員、窪田委員、篠崎委員、高橋委員、田才委員、合澤委員、野口委員、八島委員、藤井委員、淵上委員、元吉委員、森嶋委員、安永委員、吉田委員
欠席委員	なし
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（森山）、同・課長補佐（室屋） 同障がい者福祉係長（花村）、同・係員（東、永富） 同障がい者自立支援係長（森）、保育課保育給付係長（柴田）
会議内容	<p>1. 第3期飯塚市障がい者計画の令和4年度推進状況について 事前質問に対する回答</p> <p>[事務局説明] （保育課 保育給付係長） 当日配布資料「質問及び回答」①に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] （委員） 障がい児育児を担当するために配置される加配保育士の配置が、これからもどんどん進んでいくよう希望している。</p> <p>[事務局説明] （社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係長） 当日配布資料「質問及び回答」②に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] （委員） ハザードマップの中で、浸水地域や土砂災害危険区域に、市内にある22ヶ所のグループホームは存在しているか。 （事務局） ハザードマップに照らし合わせて、例えば浸水の危険がある地域や土砂災害の危険がある地域に存在する、市内の約142の要配慮者利用施設に対しては、「避難確保計画」の作成を依頼している。 その中には、グループホームや、その他障害福祉サービス事業を行っている事業所等もある。しかし、グループホームについて、22ヶ所のうちいく</p>

つ該当しているかは集計できていないので、後日、報告したい。

(委員)

もしできれば、障害福祉事業所についても数を出してもらえたらと思う。

(委員)

今回の大雨で、飯塚市も避難勧告等が出たが、グループホームの方の避難は出なかったか。また、障がい者の方が避難されたという現状はなかったか。そして、対応は上手くできていたか。もし、把握していたら教えていただきたい。

(事務局)

障害のある方がどれくらい避難されたかの把握は難しい。しかし、要配慮が必要な方については、高齢者等避難が発令された時点で、社会・障がい者福祉課と高齢介護課の職員が、要配慮者名簿をもとに該当者に電話をかけ、確認をとっている。連絡がつかなかった方に対しても朝7時頃にもう一度電話をかけ確認している。

グループホーム等の施設については、その施設自体が土砂災害等の危険区域にある場合は、県から確認のためのFAXが届くので、それを元に、社会・障がい者福祉課と高齢介護課から該当の施設へ状況確認を取るようになっている。

今回は、障がいがある方の避難というのは把握していないが、もし要配慮者が避難されてきた場合には、職員を配置するため、担当課に連絡が入るようになっている。

(委員)

避難確保計画の作成というのは、毎年度行っているものなのか。

(事務局)

計画を作成してもらい、その後その内容に変更等があった場合には、更新等を行っていただくが、毎年の提出ではない。

(委員)

福祉避難所について、施設の受け入れは大丈夫なのか。例えば、福祉避難所として30人受け入れられる予定の施設が、災害が起こった時、その時によって、10数名しか受け入れられないとか、そういう状況もあり得ると思う。

またグループホームには、世話人さんが在中していなかったりするところもあるし、人数的にもそう多くは避難できない。しかし、例えば、他の入所施設関係であれば必ず職員がいて、組織図もできているため何かあった時には管理者に連絡をする体制も整っている。だからまずは、その受け入れ可能な入所施設等に一時的にでも避難していただいて、それから、移動可能な時間帯になったときに、改めて、福祉避難所に避難するというような流れがあってもいいのではないかと思う。

避難をしたい人が、「〇〇施設だったら空いていますよ」と聞いて、その施設に避難しに行ったり、行けない場合は施設側から迎えに行くことがで

きるかどうか、検討することもできるから、その連携がとれるような全体的な組織があってもいいのではないかなと思う。

(委員)

災害の時の放送も、場所や状況によっては聞こえないということがあるため、避難を呼びかける方法についても何か検討していただければと思う。

(委員)

私の所属する施設でも、この避難確保計画と県のBCP計画(事業継続計画)を策定して提出するようと言われていて、作ってはいるのだが、机上の理論になっていて、本当に災害が起こった時に、この計画上の職員が必ず確保できるのか、現状と合っていないのではないかなと思っている。ですが、施設には50名、100名の方がいてそこは責任を持っていないといけないという現状があるため、一法人だけで対応していくというのが非常に厳しい現状の施設もあるんじゃないかというのは常々思っているところなので、せっかくですので、こういう場でそのような実態を知っていただいて、何か災害が起こった時には、双方が助け合えるような、地域で連携して助け合えるような体制を作りたいと思っている。

(委員)

災害関係だが、医療的ケアが必要な子どもや障がい者の避難については、個別避難計画等ができていて、それに基づいて、各関係機関と連携して行動するということだが、それを全員ができているわけではないし、事業所によっても違う現状があるため、不安に感じることもある。その辺りで、なにか行政のバックアップで、例えば計画の提出を義務付けるとか、対象リストを市でも把握するとかいうようなこともあってもいいのではないかなと思う。

(事務局)

要支援者の中で、医療ケア児、者の方であるかどうかは、今現状では把握できていない。医療ケアが必要な方は、入院中であったりする場合もあり、名簿から外れている可能性がある。

(委員)

避難所になっている福祉施設や、家の近くの医療体制の整った福祉施設を事前に見学に行っておく、というのも一つの方法としてやっていただきたい。いざ災害が起きた時には、慌ててしまう。だから早めに、医療ケアに必要なものを揃えて、その施設に避難して、安全を確保していただければと思う。施設に移動する手段がない場合は、早めの時間帯だったら、施設側から迎えに行くなどの対応ができる。

[事務局説明]

(社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係長)

当日配布資料「質問及び回答」③に基づき説明する。

[委員からの意見、質疑応答]

(委員)

障がいのある人の就労に関して、実際にどのような現状であるのかというようなデータがあればと思う。関係機関に協力していただいて、福岡県なり筑豊地区、または飯塚地区の集計的なものができるのではないかと。

(委員)

ハローワークにも障がい者就労の支援があったり、他には就労移行支援事業を行う事業所もあるので、集計的なものもあるかもしれない。

また、全国的な平均を見たが、精神障がいの方の就労は非常に増えている。ただ持続性の問題で、身体障がいの方や知的障がいの方と比べると、途中で挫折する方が多いというのが現状。

(委員)

ハローワークが把握している数字でいうと、毎年6月に障がい者雇用率の調査関係で該当する業者に対し、障がい者雇用について提出していただいているため、障がい者の方を雇用しているか、いないか、は把握している。ただ、これは、管内の全体数字は開示できるが、個々の事業所の障がい者の人数とかになると、個人情報の問題から回答することができない。

ハローワークの窓口においては、一般の求職者は登録が3カ月であるのに対し、障がい者で登録された方については、一旦期限は切れるが、データは5年程度残るため、相談対応が可能である。また、登録をされた障がい者の方が、就労して、その後、仕事に行けなくなって休職をされても、その登録を「無効」にはならない。また、登録された障がい者の方には1年に1回程度、近況報告のような現在の状況をたずねるような手紙を出している。

障がい者雇用の全体数は出るが、例えば事業所の職種の別だったりということまでは、データとしては難しい。

3. 第4期飯塚市障がい者計画の策定について

[事務局説明]

資料2に基づき説明する。(第1章)

[委員からの意見、質疑応答]

(委員)

健康のコウの字は、飯塚市は「幸」を使っているが、これでいいのか。例えば子どもたちなどは混乱しないか。文章の中では、「健康」となるのではないかと。

(事務局)

健康保険証などは、幸ではないが、飯塚市の政策的なことに関しては幸を使っている。例えば、健幸保険課の課名もこの字を使っている。

(委員)

学校の現場では、インクルーシブ教育のことを職員も研修している。また、

総合的な学習の例で言うと、地域にもよるが、小学4年生の授業で、障がい者福祉施設の障がいのある子たちと交流をしたり、アイマスク体験や車椅子などを体験し、全校に発信するという福祉教育がある。

そして、健康の「コウ」の字については、子どもたちには、普通の文章などでは健康という文字を使うが、総合的な学習の時には、飯塚市の方針としてこの幸という字を使い「健幸」として意味のある言葉だよと教えている。

(委員)

43 ページの「障がい者に対する市民の理解度」について、この数字は全国的にみて、もしくは福岡県内では、高いのか低いのかというような判断ができれば良いのではないか。

また、49 ページ(第2章)の「障がい者への差別・偏見の有無」についても同様。

(事務局)

県や国が、同じ時期に同じ調査をしたかということは難しいと思うが、近年の最新のものとの比較はできると思う。今すぐの数字の回答はできないが、この計画の中の文言の中や、グラフ等に入れ込むことは可能であると思うので今後検討していきたいと思う。

(委員)

45 ページの出前講座とはどんなことをやっているのか教えていただきたい。

(事務局)

出前講座とは、社会・障がい者福祉課の職員が、他の関係機関例えば自治会長会や民生委員さん、あるいは民間の事業所などからの依頼に基づいて、現在の障がい者福祉に関する法律の説明や、その時々の障がい者福祉の話題について説明をさせていただく事業である。

(委員)

45 ページの啓発活動について、一般市民向けの啓発事業もあると思うが、例えば精神科の特性として「人に知られたくない」ということがある。その家族もまた自分たちの中だけで収めようとして、なかなか外に出ることがなく、もう限界だと思ったときによく相談に来られたりする。だから一般市民向けだけではなく、障がいを持った人の家族に対して、また、障がいでも悩んでいる人たちを導き出せるような方法で啓発事業として行っていたら良い。

(事務局)

45 ページの取り組みの記載については、第3期で把握しているものであるため、今回の第4期計画策定の際には、新しい活動がないか等調査をして、第4期計画でさまざまな活動を案内できるようにしたい。

(委員)

「障がい」という言葉に、特に精神障がいの人たちはマイナスのイメージを感じてしまう。「障がい」を「病気」として捉えて、だれにでも起こり

得る疾病のような感じで理解されてもいいのではないかと思う。

(委員)

ひとつの提案ですが、「障がい者」とするのではなく、「ハンディをお持ちの方」「ハンディキャップ」とするような表記があってもいいのかなと思う。当事者の方の気持ちが一番大事だと思うが、「障がい」のマイナスイメージを切り替える、あるいは差別意識を無くしていくために言葉の表現を変える、ということもあってもいいと思う。

[事務局説明]

資料2に基づき説明する。(第2章)

[委員からの意見、質疑応答]

(委員)

51 ページの上段の、権利擁護事業利用者数が 80 人、法人後見事業利用者数は 3 人となっているが、これは、全体数にまだ余裕があるものなのか、もしくは多いものなのか分かるか。

(委員)

社会福祉協議会が行っている事業では、実施申請をしてから最初の面談までに 1～2 カ月かかっている。人員が足りていないのか、はっきりとはわからないが、利用したいときに利用できない現状がある。

(事務局)

権利擁護事業については、社会・障がい者福祉課長と高齢介護課長が参加しておりますが、確かに、すぐ申し込みをしてすぐ利用できるような形にはなっていない。社会福祉協議会の人員にも限りがあったり、この権利擁護事業を受けるためには、本人との合意も必要になってくる。その中で成年後見制度に移行するケースは、非常に少ない。それ以外に他の制度を受けるような方もいる。実際には、人員不足もあるかもしれない。

[事務局説明]

資料2に基づき説明する。(第3章)

[委員からの意見、質疑応答]

(委員)

ワンストップで、いろいろな分野の相談ができるような、行政組織と関係機関等の連携が、将来的にも出来てくれば良いと思う。

(委員)

この場を通じて、当該者や家族、各関係機関などの色々な立場の方たちの連携がとれるような組織づくりを協力的にやっていけたらと思う。

～閉会～

<p>会議資料</p>	<p>会議次第 【資料1】第3期飯塚市障がい者計画 令和4年度進捗状況等について 【資料2】各論 事前質問及び回答</p>
<p>公開・非公開 の別</p>	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者4人)</p>
<p>その他</p>	